



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 3 号 の 3

令和3年(2021年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (市民協働推進課)	1
○金沢市職員職名規則等の一部を改正する規則 (人 事 課)	1
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (ごみ減量推進課)	3
○金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市計画課)	3
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	4

●告 示	
○金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について (ごみ減量推進課)	4
○金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱の一部改正について (道路管理課)	4
●公営企業管理規程	
○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	4
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院職員職名規程等の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	5

規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年9月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(令和3年条例第31号。以下「条例」という。)の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 条例第1条の規定中別表第3の改正規定(「いなほ2丁目」の次に「、いなほ3丁目」を加える部分に限る。)及び条例第2条の規定中別表第3の改正規定(「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に改める部分に限る。) 令和3年9月30日
- (2) 条例第1条の規定中別表第3の改正規定(「金石御船町」の次に「、金石上越前町」を加える部分に限る。)及び条例第2条の規定中別表第3の改正規定(「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改める部分に限る。) 令和3年11月1日

金沢市職員職名規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

金沢市職員職名規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員職名規則の一部改正)

第1条 金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「言語聴覚士」を「言語聴覚士 視能訓練士」に改める。

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第2条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中

医師 診療放射線技師 臨床検査技師	白衣	6	衛生指導課及び試験検査課（臨床検査技師に限る。）に限る。
		4	衛生指導課及び試験検査課（臨床検査技師に限る。）を除く。
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	白ズボン	4	
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	運動着（上、下）	1	保健所及び福祉健康センター（作業療法士に限る。）に限る。

を

医師 診療放射線技師 臨床検査技師	白衣	6	衛生指導課及び試験検査課（臨床検査技師に限る。）に限る。
		4	衛生指導課及び試験検査課（臨床検査技師に限る。）を除く。
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	白ズボン	4	
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	運動着（上、下）	1	保健所及び福祉健康センター（作業療法士に限る。）に限る。
視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士			

に

改める。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2エの表中

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒		5	3	別に定める		
		0	5	8			
言語聴覚士	短大3卒		5	3	別に定める		
		0	6	9			

を

理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒		5	3	別に定める		
		0	5	8			
言語聴覚士	短大3卒		5	3	別に定める		
		0	6	9			

に

改め、同工の表の備考中「作業療法士」の次に「視能訓練士」を加える。

別表第6エの表中

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

を

理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

に

改める。

（金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「歯科衛生士」を「臨床工学技士」に改め、「作業療法士」の次に「視能訓練士」を加え、「臨床工学技士」を「歯科衛生士」に改める。

別表第1中

「	診療放射線技師	短大3卒	1	13	1	37	を
	臨床検査技師						
	理学療法士						
	作業療法士						
	言語聴覚士						
「	診療放射線技師	短大3卒	1	13	1	37	に
	臨床検査技師						
	理学療法士						
	作業療法士						
	視能訓練士						
	言語聴覚士						

改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項中「条例第26条第1項に規定する」を削り、同条を第11条の5とし、第11条の3の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者への委託による手数料の納付等）

第11条の4 条例第34条の3第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する手数料（粗大ごみ又は条例第26条第1項に規定する臨時多量ごみ（以下「臨時多量ごみ」という。）の収集等に係るものに限る。）の納付（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2第2号の電子情報処理組織による通知に基づくものに限る。）を同条に規定する指定納付受託者に委託して行った者とする。

2 前項に規定する者は、同項の委託をしたときは、収集等を受けようとする粗大ごみ又は臨時多量ごみに収集日その他市長が指定する事項を記載した紙等を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

金沢市都市計画法施行細則（昭和57年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「第43条の9第2項第5号」を「第43条の9第2項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表金石分団の項中「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改め、同金沢市第三消防団の表安原分団の項中「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に改める。

附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 金沢市第三消防団の表安原分団の項の改正規定 令和3年9月30日
- (2) 別表第1 金沢市第三消防団の表金石分団の項の改正規定 令和3年11月1日

告 示

●金沢市告示第285号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第1項中「昭和46年政令第300号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を搬入しようとする場合において、当該県外産業廃棄物の処分を優良認定業者（令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する環境省令で定める基準に適合する者として市長が認めた処理業者をいう。）に委託し、かつ、生活環境の保全及び市民の健康の保護を図る上で特に支障がない場合として市長が定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

第17条第3項中「県外排出事業者は」の次に「、第15条第2項の規定により同条第1項の規定による協議を要しないとされた場合を除き、」を加える。

第20条第2項中「なければ、」の次に「当該搬入承認通知書に係る」を加える。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行し、同日以後の搬入について適用する。

●金沢市告示第286号

金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱（平成30年告示第271号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「市道」の次に「及び市道以外の通学路その他の市長が特に必要と認める道路（以下「市道等」という。）」を加える。

第2条中「市道」を「市道等」に改める。

第3条中「3分の2」を「4分の3」に、「300,000円」を「500,000円」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に、「金石北4丁目」を「金石北4丁目 金石相生町」に、「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に、「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改める。

附 則

この規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市水道給水条例施行細則別表の改正規定(「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に改める部分に限る。)及び第2条中金沢市ガス供給に関する規程別表第1の改正規定(「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に改める部分に限る。) 令和3年9月30日
- (2) 第1条中金沢市水道給水条例施行細則別表の改正規定(「金石北4丁目」を「金石北4丁目 金石相生町」に、「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改める部分に限る。)及び第2条中金沢市ガス供給に関する規程別表第1の改正規定(「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に改める部分に限る。) 令和3年11月1日

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員職名規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月21日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●**金沢市病院事業管理規程第4号**

金沢市立病院職員職名規程等の一部を改正する規程

(金沢市立病院職員職名規程の一部改正)

第1条 金沢市立病院職員職名規程(平成25年病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「言語聴覚士」を「言語聴覚士 視能訓練士」に改める。

(金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士」を「臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士」に改める。

第6条第1項第7号中「作業療法士」の次に「、視能訓練士」を加える。

(金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第3条 金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成25年病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表ウの表中「作業療法士」の次に「、視能訓練士」を加える。

(金沢市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 金沢市立病院職員被服貸与規程(平成25年病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表中

医師	白衣	4	を
診療放射線技師	白ズボン	4	
臨床検査技師			
臨床工学技士			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			

医師	白衣	4
診療放射線技師	白ズボン	4
臨床検査技師		
臨床工学技士		
理学療法士		
作業療法士		
視能訓練士		
言語聴覚士		

に

改める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年(2021年)9月21日 印刷
 令和3年(2021年)9月21日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄